

# 五月三日の会 通信

3

神戸の八月から……………	2
岡山の八月から……………	22
東教大の事態について……………	31

20. IX  
1970

裁判や処分手続きのなかでくわす「事実」の記述、「起訴状」とか「説明書」とかの記載は、ぼくに、つぎのペンヤミンのことばを思いださせる。

「根源は、生成の流れのなかの渦巻きとしてある。…：事実的なものだけが見やすく並べられていても、根源的なものは認識されはしない。根源的なものの律動は、二重の洞察にしか見えてこないのだ。その律動は、一方では復活し再生する動きとして、他方ではまさにそのなかにおける未完成のもの、未完結のものとして、認識されることをとめてくる。…：したがって根源は、事実を眺めるところから浮かびあがってくるようなものではない。根源は、事実と見えるものの前史と後史にかかわっている。」

荻原さんや坂本さん、そして松下さんの行動がもつた意味、もつ意味は、根源といった、日本語になるとシカツメらしい言いかたをとる、よらぬは別として、たしかに時間の流れのなかの渦巻きとして、ぼくたちの眼前にある。他方、警察や検察、あるいは大学評議会や教授会は、この渦巻きをかれらの狭い座標系のなかに「過去」の「事実」として貼りつけ、金縛りにしようとする躍起になっている。そのようにして歪めないことには、かれらは「過去」を裁断することができないのだ。

ぼくにとつては、問題はひろく過去の裁断ではない。ペンヤミン

のいう意味での後史に、ぼくの現在をかかわらせてゆくことである。——五月三日の会にとつても、そうであるように。

＊

「通信」3号は、八月の神戸と岡山から送られる。松下さんを官憲の手で逮捕させ、起訴させた神戸大学は、七月三十一日、懲戒免職の方針をしめす大学評議会の「審査説明書」の「交付」をもつて、処分の最終手続きを開始した。岡山では八月二十四～二十八日の五日間、荻原さんと坂本さんにたいする岡山大学の処分決定をめぐって、人事院「公平」審理がひらかれた。神戸でも岡山でも、しかし体制の設定した「陳述」の場は、以下の資料にも見られるように、体制の虚偽性そのものの自己陳述の場に転換されている。ぼくらはまた、それぞれの微力をもつてあれ、そこへ介入してゆこうと思

う。岡山については協阪が、神戸については野村が、今号のまとめを受けもつた。なお、東京教育大学の事態について緊急追加した。

# 神戸の八月から

神戸大学評議会

## 審査説明書

(氏名) 松下 昇  
(所属部局) 神戸大学教養部  
(官職) 文部教官 講師  
(職務の等級) 教育職俸給表(一)三等級  
(処分の種類および程度) 懲戒免職  
(根拠法令) 国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号  
(審査の理由) 上記の者(以下「同人」という)は、昭和四四年二月から同四五年四月までの間に別紙のような行為をした。

### 別紙(五枚)

上掲の諸行為は、いずれも国家公務員法の諸規定に違反し、教育公務員としてふさわしくない行為といわざるを得ない。  
これらの行為を総合して判断すると、その違法性は、極めて顕著であり、同人は、国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号の規定により、懲戒処分として免職することが相当であると認める。

神戸大学評議会は、上記のとおり、学長事務取扱から申し出があらつたので、教育公務員特例法第九条第一項の規定により審査することに決定した。よつて、この審査説明書を交付する。

(決定日付) 昭和四五年七月二七日  
(交付日付) 昭和四五年七月三一日  
(教示) 教育公務員特例法第九条第二項の規定により、この審査説明書を受領した後一四日以内に神戸大学評議会に対して請求した場合、口頭または書面で陳述する機会が与えられます。

### 別紙

#### I 教員としての職務放棄など

- 1 授業拒否 昭和四四年度前期(昭和四四年九月〜十二月)の同人担当のドイツ語の授業を教養部長事務取扱の要求を無視して全く実施しなかつた。
- 2 正当な理由のない休講 昭和四四年度後期(昭和四五年一月〜五月)の同人担当のドイツ語の授業を、正当な理由もなく休講することを宣し、教養部長事務取扱の授業実施の要求にも従わず、同人担当のこの授業は全く行なわれなかつた。
- 3 成績提出の拒否 昭和四三年度第二課程後期(昭和四三年一〇月〜四四年二月)の同人担当のドイツ語の成績の提出を教養部長事務取扱の命令をも無視して行なわれなかつた。
- 4 不当な成績評価 昭和四三年度後期(昭和四三年一〇月〜四四年九月)の同人担当のドイツ語の成績評価に当り、二三四名

全員に対しなんらの試験をも実施することなく0点を与えた。

- 5 教授会の長期欠席 昭和四四年二月五日以降同四五年四月一日まで教養部教授会は八八回開催せられたが、同人は昭和四五年一月一日を除き他は全く出席しなかつた。

#### II 各種の妨害行為など

- 1 入試事務拒否の煽動 昭和四四年三月三日、四日、昭和四四年度本学入学試験に際し、三月三日第一試験場(市立御影工業高等学校)の付近において教職員の入試事務拒否を煽動する趣旨のはり紙をした。また同月四日第八試験場(県立神戸高等学校)の付近において入試事務拒否を煽動する同人の名によるビラが配布せられた。
- 2 退去命令および立入り禁止命令の無視 昭和四四年八月八日、教養部学舎の封鎖解除に際し、学長事務取扱の退去命令および立入り禁止命令を無視して、同人の研究室に残留し、不法占拠を継続した。
- 3 授業の妨害

- イ 昭和四四年九月一日、教養部授業の再開に際し、当日第一時間において、B一〇九教室の教壇をあらかじめ占拠し、教養部長事務取扱の退去命令を無視して退去せず、小林正光教授の化学の授業を妨害し、これを中止のやむなきに至らしめた。

ロ 昭和四四年九月二四日、一部の学生が封鎖した生物学学生実験室(N四〇一教室)の入口付近の廊下に一部の学生(一四〜一五名)とともに坐り込み、学生とともに封鎖解除の説得に心せず同室における榎本昭八郎講師等の生物学実験の授

業を妨害し、これを中止するのやむなきに至らしめた。

- ハ 昭和四五年二月一九日、ドイツ語担当非常勤講師石渡均氏(甲南大学助教)を非難中傷する立看板をB一〇九教室に掲げ、二月二一日同氏の授業する教室(B四〇三)に乱入してその授業を妨害し、これを中止のやむなきに至らしめた。
- 4 教室の長期占拠 昭和四四年九月一日より同四五年二月二八日まで、六箇月の長期にわたつて、一部の学生とともにB一〇九教室の占拠をつづけ、教養部長事務取扱の教壇にわたる明渡し要求を無視し、同教室において正規の授業を実施することを長期間にわたつて不可能にした。
- 5 パリケード構築と学舎の封鎖 昭和四四年一〇月八日、九日、教養部正門およびB棟入口に一部の学生とともに机などを運び、パリケードを構築し、学舎の一部を封鎖した。これによつて九日午后の多くの授業の実施を不可能に至らしめた。
- 6 定期試験の妨害 昭和四四年一月八日、昭和四三年度後期定期試験の実施に際し、試験紛争のために一部の学生とともに試験場L1教室を占拠し、さらにC四〇一教室に乱入し、試験を妨害して、その実施を不可能にした。
- 7 教授会の妨害

- イ 昭和四四年一二月三日、会議中の教養部教授会に自ら一〇〇余名の学生の先頭に立つて乱入し、議事を妨害し、教授会を中止のやむなきに至らしめ、さらに、マイクで列席の教官を侮辱中傷する演説を行なつた。また、このとき列席の教官に対して三時間余にわたつてその自由を拘束した。

ロ 昭和四五年四月八日、学生七〇余名とともに教養部教授会

の開催を妨害するために、事務室前の通路に坐り込み、教養部長事務取扱の退去要求に応ぜず、威力業務妨害罪現行犯で学生四〇名とともに逮捕された。

### III 学舎の汚損

- 1 廊下の壁、扉などに落書き 昭和四年八月八日の教養部学舎の封鎖解除以後、しばしば学舎内廊下の壁、あるいは室の扉など、各所にマジックインクで落書きを行ない、同四五年四月に至るもなお、その行為を止めなかつた。
- 2 教室内の壁などに落書き 昭和四年一月八日、昭和四三年度後期定期試験の実施に際し、L1教室を占拠して試験妨害を行なつたが、このとき同教室の壁などにマジックインクで落書きを行なつた。
- 3 黒板に白ペンキで落書き大書 昭和四年二月二十七日および同四五年一月七日、八日、数名の学生とともに、教養部内の三一の教室の黒板全面に、白ペンキを豊富に使つて落書きを大書し、授業に著しい障害を与え、八四万五千円に上る復旧費見込額、昭和四五・一・二六現在を必要とするに至らしめた。

### 質問状

貴評議会は、去る七月三十一日、神戸大学教養部講師松下昇氏を「懲戒免職処分にする方向で審査することに決め」られた由、新聞報道にて承知致しました。私はこの方針決定について、強い疑義を抱かざるをえません。それは、今回の大学闘争において、全国で始

めての懲戒免職が、国立大学教官に対し行われるには、その処置が余りにも安易に進められていることと、そのような方法での問題の解消が、大学の在り方そのものについて、重大な危険性を孕むものと判断するからであります。

以下私は、三点から、私の見解を表明し、それに対し、貴評議会の誠意ある回答を求めるものであります。

- 1 松下氏の「処分」に関し、その審理の責任機関である、神戸大学教養部教授会（同教授会内に設置された調査委員会を含む）及び、貴評議会での、今日までの審理について、(1)審理の進め方、(2)審理の対象、(3)具体的事実についての意味づけが、どのように展開され、どのような結論をその都度えているのか、が全く不明のままに、最終結論に至らうとしていることは、なにゆえでありましようか。貴評議会が今回の方針決定に至られたのは、当然確たる根拠に基づくところがある筈でありましよう。とすれば、上述の諸点を可能な限り詳細正確に明示され、まず自らの責任の所在を明らかにされることが、全てに先んじて行われるべきであると思ひます。明くところによりますれば、今日までの諸審議が全く秘密のうちに行われ、ときに機動隊の警備下に強行されてきているという事実は、一体いかなる原因がその間に存在するものでありましようか。
- 2 昨年度、前例のない、恥ずべき方法で強行採決された「大学法」に対しては、全国の大学が挙つてその実効を認めえぬ趣旨の立場を表明致しました。神戸大学においても、その立場は例外ではなかつたと、記憶しております。それは、たとえ法的には承認された基準であろうとも、それを越えてより根源的な意味を担ふべき

人間の判断と行為の基準が別個に存在しうることを示すものに他なりません。そして、この、真理への予感に基づく、知的営為の論理性を証しすることを除いては、大学の存立の理由は見出しえません。

今回の貴評議会の方針決定のために示されました、国家公務員法八十二条第一、第二、第三項という法的基準は、極めて形式的なものであり、処分を行う主体の責任転嫁の口実としてしか受けとられません。上述の、大学存立の基盤にたつべく、貴評議会は、松下氏の思想と、その表現としての行動の核心に対する処分責任者の明確な判断を示されるべきでありましよう。私の知る限りでは、松下氏の行動に対し、極めて末梢的な視点からの事例指摘が、僅かに貴大学の諸文書に示されているのみであります。

3 すでに、私を含む多くの大学関係者が、本年一月二十六日の声明文以来、この「処分問題」に関連して抗議の意を表明し、また疑問点を指摘してきています。さらに、この問題は、去る五月三日、日本独文学会の総会においても、三時間に及ぶ討議を重ね、処分に反対する多くの署名（七月末現在七十数名）が学会員から寄せられております。このような、各方面からの批判に対し、神戸大学の当局諸責任者からは、若干の形式的説明文書が送られたのみで、誠意ある真実の釈明はなされておりません。これは問題の重大性に比し、当事者の怠慢であるとともに、この「処分」そのものが、多くの不明朗かつ、誤りに基づく進行の途上にあるのではないか、との疑惑を深めるものであります。貴評議会は、これらの点に対し、どのようにお考えでありましようか。以上指摘しました諸点、及びそれに含まれる問題の核心は、たん

に「大学、一個人の問題ではなく、こんにちのわが国の大学人全体的問題であり、さらには、現代の知的営為に従うもの全ての共通の問題であります。私は、かつて神戸大学に在職し、今回の問題にはかなりの直接的見聞を同じくするものであります。貴評議会が、この重要な問題を、題目のみの学問・研究の自由や大学の自治という、大学人エゴイズムの次元に矮少化されることなく、全ての人々に、この真意を広く公けにされることを強く要請するものであります。

一九七〇年八月五日

神戸大学評議会 殿

広島大学文学部助教授 脇阪 豊

### 公開質問書

神戸大学評議会御中

貴大学講師松下昇氏にたいし、貴評議会が七月三十一日に「交付された「審査説明書」を、わたしたちは拝見しました。わたしたちは、そこに提示された貴評議会の方針に関して重大な疑問をいだけるものですが、むしろ貴評議会としては、その方針は誰に恥じるところもなく決定されたものでありましよう。したがって、所属大学こそ異なれ、ひとしく国立大学の教員として松下氏の同僚であるわたしたち、「大学を告発する・京都大学全学教員連合」は、貴評議会がわたしたちのいだける疑問点に答え、貴評議会の見解をひろく周知させることを、当然のこととして期待し、要請いたします。

1 「審査説明書」に列挙された松下氏の数かずの表現行為は、それだけ、この間の貴評議会および貴大学教養部教授会の特定の態度・行動に対応し、関連してなされたものでありますから、貴評議会はもちろん、その関連を綿密に考慮しつつ審議されたことでありましょう。いつたい貴評議会は、自己および貴大学教養部教授会との間の態度・行動について、どのような評価をしておいででしょうか？

2 貴評議会の判断の基礎となつたと思われる、貴大学教養部「松下問題調査委員会」の報告書が、委員会の構成・活動を教養部教授会にすら秘匿したまま、しかも当の「調査対象」である松下氏を排除し、あまつさえ官憲の手に渡しながら作成された事実を、貴評議会はどのように評価されますか？

3 貴評議会は、おそらく「大学の自治」の「自主的」解釈の上に立つて、あるいはみずから大学問題への警察力の介入を要請し、あるいは貴大学教養部教授会の警察・検察との破廉恥な連携を然認してきました。わたしたちは、とくに次の二点について、貴評議会の見解をもとめます。

a 貴評議会は昨年七月十二日、「全学集会」を警察機動隊の演習場に予定し、当時の時点で当時のかたちで行なわれるその集會に反対する学生多数を、警察力を発動させて崖下へ追いおとし、多数の重軽傷者をつくりだしました。かかる警察との連携およびその結果を、貴評議会はどのように考えているのでしょうか？

b 本年四月ないし五月、貴大学教養部長代理ほか数名の教員が、学内問題に関して検察に「任意」の供述を行ない、かつ学内に

も発表されていない「松下問題調査委員会」報告書を検察に提供したといわれます。このことを貴評議会はどのように考えますか？

4 貴評議会は七月三十一日に松下氏に「審査説明書」を「交付」し、四日後の八月四日、文部省に新学長の「発令」を「申請」されました。相接してなされた貴評議会のこの二つの行為の関連性を、貴評議会はどのように考えておいででしょうか？

貴評議会の今回の方針にかかわつてのわたしたちの疑問は、以上でつきるものではありませんが、とりあえず、わたしたちは以上の四点について貴評議会の返答を要請し、あわせて、貴評議会がこれらに答えぬまま「処分手続き」を進行させることのないよう、強く要望いたします。

一九七〇年八月十二日

大学を告発する。

京都大学全学教員連合

連絡先・京都大学教養部ドイツ語教室

野村 修

神戸大学学長並びに評議会各位

机下

一九七〇年八月十四日

大学変革研究会議

(代表 九大教養部 傾口常民)

謹啓 まだお目にもかかりませぬのに突然にお便り差上げます夫

礼何卒お許し下さい。ただ貴学松下昇氏の問題は、「面識」のあるなしを超えて直接に、すべての人に、なかにも私も大学に働く各目に深くかかわつていふことですので、やはりこの際率直に小生らの意見を申し上げることこそ、同僚としての礼と愚考致しまして、敢て筆とりました次第です。

(一) 貴評議会の三ヶ条十五項目にわたる処分理由は、一見しますと、一々尤もなもののように見えます。そしてその背後には、市民としてせひ守らなくてはならない「秩序」、教官として授業・研究を行なう「義務」ないし「権利」という思想があります。

(二) しかしその場合「秩序」とか「義務」とか「権利」とかいわれるものは、そもそも何を根拠として何のためにあるのでしょうか。もし私どもがそれらの語を口にすると、人間の生と学問の真実の根拠もしくは目的がまったく忘れ去られているとしたら——それが忘れられていることとさえ全然意識にのぼらないほどにすっかり忘れ去られているとしたら——どうでしょうか。むかし心優しいナザレのイエスをして「禍害なるかな、偽善なる学者パリサイ人よ」と叫ばしめたその人々の禍害は、形をかえてそのままに、私も自身のこととなりましょう。

(三) 他方この二年間一身の利害をかえりみず松下さんの行なつてきた「表現活動」が、人間として、学者・教育者として、他に何事があるうともそれだけはけつして忘れてはならない第一義の八何かVに発し、同じ第一義の八何かVに向けられていることは、同封の小誌「八何かV」第二号所載の「私の自主講座運動」を一読するだけでも、まったく疑いの余地がありません。してみれば、松

下さんを大学から消し去る貴評議会の処分は——よし松下さんと周囲の学生たちに何かの「行きすぎ」があつたとしてもその本質において——イエスを邪魔にして十字架につけたユダヤの支配者たちや、自分では気が進まぬながらそれを承認したローマ総督ポンテオ・ピラトのそれと同じ恐ろしい間違いだと申さなくてはなりません。

(四) 機動隊をバックに持つているかぎり、あのように沢山な理由を挙げて、松下さんを「処分」することは、赤児の手をひねるよう容易に出来ます。「大学立法」を強行採決した政府・文部省が大いにこれを善しとすることはもとより、マス・コミによつて作られる「世論」もまた恐らくはそれを支持することでしょう。しかし、——注意して下さい、「それでも地球は廻っている」世の何びとも、真実を虚偽に、虚偽を真実に変えることはできません。松下さんをそのようにして葬り去るということは、その実、自分の脚もとに底なしの墓穴を掘ることとなるほかはありません。

甚だ遺憾ではありますが、以上のことよくよく御心にとめられまして、松下さんと親しくお話しのおえ——一見粗雑な氏の裡に、そのための、どんな切なる願いが秘められているか、私どもにはそれがよく分かります——今回の処分のこと、御再考下さいませれば、その幸いは、けつしてひとり松下さんのこと、貴大学のことのみにとはとまらないと存じます。

敬具

松下さんは、八月五日および一二日の処分紛争討論集会（自主講座運動実行委を中心とする学生、阪神間の反戦労働者・市民、全国的に結集した教員有志など数十名が参加。この集会へ向けて、通信2号所載の菅谷規矩雄の文章は送られた）での討議を経て、八月三日、評議会あてに「審査説明書に対する陳述の請求」の文書を発送した。かれはこれらのなかで「陳述の方法としては口頭・書面の双方を希望」し、「原則としては口頭でおこない、その過程で文書を配布する。別紙の条件を、参照されたい」と書いた。その条件は次のとおりである。

### 不運にもつきつけられた△評議会▽ メンバーが陳述をきくための条件

- 1 あとで発表する（すでに発表されている）が明要求に対して各メンバーが納得のいく回答をする。
- 2 時間・場所は双方の協議で決定する。
- 3 法規にすら非公開の規定はないから、当然公開とする。
- 4 全ての事実に関してあらゆる証人を喚問する。
- 5 問題点を完全に明らかにし、実現の方向を発見するまで陳述を続行する。

6.....

これらの条件を拒否する場合は、その人間およびかれの存在する基盤が、あらゆる意味で破産していることを示すことになる。

きみたちは不運である。ほんとうは手を汚したくないのに、いや応なしに永遠の裁きと呪いを与えられてしまうのだから。

一九七〇・八・一三 および その後の数日に  
松下 昇

木

これにたいして評議会は、小手先の戦術にとらわれた笑うべき対応を見せた。まず一五日に、口頭陳述は非公開で二〇日に行ない、文書陳述は二四日にしめきる、という通告があり、ついで一七日、二〇日の口頭陳述の時間は一四時とする、という通告があった。さらに一九日、「夕方、評議員が来訪して二枚の紙片（一枚には、「評議会が一方的に指定した」条件で口頭陳述に応じます、とかいてあり、もう一枚には、拒否します、とかいてある）を示し、いづれかに署名・捺印せよ、という。いづれも拒否したところ、紙片をもつたまま帰った。（松下氏ビラ、八月△紛争の△事実性▽より）このような小刻みな連絡をしながら、評議会は、その審議の場を当日の朝まで明かさなかつた。評議会は「公開」におびえていたのである。八月二〇日については、脇阪がつぎのように記録している。

て、結局、その迎えの一行を、学館ロビーまでひき出したのは、つまり、権力からの△時間と空間の奪取▽であつた。当然の要求として、関連するあらゆる審議の場を公開とすることは、松下氏がくりかえし主張してきたところであつたが、それを果しえない評議会に對して、少くとも、この陳述への導入は、ひとまず成功したといえるだろう。

こうした状況のなかで、迎えの、堀江評議員は、気の毒なことながら道化の役を演ずる運命にある。はじめ、松下氏と二人だけで、△相談▽をした、と申しながら、結局はロビーの中に入りこみ、衆目のなか、苦しい△交渉▽を行うこととなつた。堀江氏の役目は、なんとかして、松下氏をひとりだけにし、評議会の場に案内し、ともかくにも、△陳述▽の名目を果すこと。評議会にとつて、これは、嘘でも果さねばならない、法的義務である。岡山大学の例にも明らかなように、たとえ、それが四十五分間という、一方的限定であつてもよい。被処分者が、なんらかの△処分▽についての見解を△陳述▽しさえすれば、形式は成立するのである。

松下氏が、公開（陳述の場への立会人の同伴を含む）・証人（参考人）の喚問、陳述の続行（一回で打切らないこと）などを、予め条件として要求しているのは、自己の発言と行為に責任をもつものとして当然のことであり、それに応えるのは、処分者としても当然のことである筈である。——出迎えの堀江評議員と松下氏との間に、こうした点をめぐつての心算が続く。

△連続して陳述が行われることを前提として、今日は単独で出かけてもよい▽（松下）

△そのことは、今日の陳述の結果でまゐる、必ずしも、一回限り

八月二〇日。六甲、神戸大学学生会館。山上に向う広い道路を隔てて教養部の建物がある。二階のロビーの前からは、松下氏名づけるところの△△広場が見え、自主講座ゆかりのB-10九教室よこに、学生が七・八人と旗が二本ばかり。△処分紛争闘争・総決起集会▽の始まりをまえにしては、大へんに静かである。が、ふと目を教養部正門の外側にやると、いる、もう△大学▽とはきつてもきれぬ縁をもつようになった△△私服▽が。例のごとく、トランシーパーをもち、数人が一組となつて構内をうかがつてゐる。構内の静寂と奇妙なコントラスト。

そのようななかを、しだいに人が集まり始める。京大からは野村・池田氏の他に農学部の人々が六・七名。となりの神戸外大からは小川・中岡の両氏。はるばる東京からは芝浦工大の浅野氏……学生たちも三々五々とやつてくる。そしてここ、ロビーにも、とくべつの緊迫感はない。

他方、神大評議会の、この「口頭陳述」の場の設定は、慎重さを通りこして、もう一步で漫画の場に至るほどであつた。この日の午後一時から四時まで、その開催の場所は示されず、ただ待ちあわせの場所を「正午・六甲登山口「エクリン」の前」とのみ、しかも、その当日の朝になつてはじめて指定する、という徹底ぶりである。

松下氏ならずとも、このような一方的取扱いに、なにかの△抗議▽を示そうとするのは、いわば自然の人間のなりである。彼が当日の早朝から寝をぐらまし、評議会からの一方的通知を逆手にとつ

で打切ると決定はしていないV(堀江)

というような、いわば並行的な主張と、一方的諒解(?)の結果、それに補足的要請として、

△今までに何回も、声明・抗議文・質問状が、多くの人々の連名や個人の立場で出されている。その社会的な責任を共有する立場で、陳述の場に立会いたいV(脇阪)

△立会人はみとめないV(堀江)

△立会人を認めないのなら、せめて、われわれの質問に、いつ、どのように答えるつもりなのかを、責任者からききたいV(野村)と、交渉が続く。流石に、堀江氏も、個人としての意見はあるらしく、△あなたごとの発言や解釈は、一方的で、この前後をふまえた主張ではない。論争は大いに望むところVと応じる。

△調査委員会(教養部での)を秘密にしておくのはいけない、と私も言うんですよ。でもね、氏名が公表されると、「殺すぞ」という脅しがあるから、というので、公表に反対があるのです……V

(堀江)

△そんな教授会で、ことが運ばれ、そのまま最終決定に至ろうとしている、そこに問題があるのですよ、そして、評議会も、そのような教養部からの報告を、そのままうけとっている……V(脇阪) こうしたやりとりのすえ、堀江氏は、立会人としてではなく、評議会の責任者から、質問状の取扱についての考えをきき、ということ、野村・脇阪の、会議場までの同行を諒承。さらに評議会議長に連絡すべく電話にたつ。——その間に、松下・野村・脇阪は迎えの自動車に乗りこんで堀江氏をまつ。(堀江氏の字館ロビー到着は十二時少しすぎであり、この間におよそ二時間を経過)

評議会議長の発言に、看過できないひとつの重大な事項があった。

―あくまでも、松下氏単独の△出頭Vを求め、それへの具体的指示として、△学生たちが、出迎えの車のをつけ、会議場におしかけたりすることのないよう、学生に説得するVことを条件とし、それができないときは、△陳述の意志を放棄したものとみなすVという、言語道断な一方的通告である。

松下氏と当日集っていた学生諸君との関係(いずれにせよ、きわめておだやかな集団であった)を、評議会がどう判断するかは自由としよう、そして、仮に、一応の要請として、上述のような配慮を松下に求めるのも(若干こつぱいではあるが)、可能であるかもしれない。絶対に許されないのは、それを条件として、それが果されぬとき△陳述の意志を放棄したものとみなすVという、この、人間の意志の私存の意図である。このようなことが本気で可能と考えられるのであれば、それは、もはや△現代Vではない。まさに、△暗黒の過去Vの再来である。

(備考) 神大評議会が、松下氏処分について、学外第三者の介入を極力排除しようとの意図は、しかし、遂に貫徹しきれず、この処分の理由として挙げられている各項目のいくつかについて、やはり第三者の見解をも求めざるをえず、「参考人として」筆者には八月二八日付で次の二点への回答が求められてきた。

「貴見を聴取したい事項

1 松下 昇講師が、昭和四三年一〇月より同四四年二月に至る神戸大学教養部昭和四三年度第二課程後期における同講師担当のドイツ語の学生成績の提出を、教養部事務取扱の命令をも無

かなり長時間の電話連絡の後、堀江氏自動車のところに現われ、二人の同行を拒否する議長の指示を伝える。つまり、会議場へは、あくまで松下氏を単独で案内するということ。

たしかに、この八月二〇日は、松下氏の陳述のための評議会ではあつた。しかし、去る一月二六日に諸大学の有志教官及び事務職員四十名の抗議声明が出されて以来、当日、その場に居あわせた各大学の関係者が、直接に名を連ねたものに限るとしても十指を屈するに足る、声明や質問状がある。それらを全く無視して、この処分方針を決定するに至った神大評議会の一方的な態度があるがための、この日のわれわれの執拗な追求であつた。そして、△陳述後に学長事務取扱との会見を求めるVとのわれわれの最大の譲歩すら顧みられずに、この日の、△全てVは拒否された。

この第三者の介入を排斥する考え(後述備考のように、それは遂に破綻する)は、非公開の固守と共通するものであるだろう。しかし、最後の場で、△自分たちの論理に自信があるのならばなぜ公開しないのかV(浅野)という追求に△学生たちが騒ぎだてるような状況では、公開はできないV(堀江)と答えるのみであつた。はなはだ狭い考え方に端的に示されるように、そして、わずかに三・四十名あまりの学生の集まりに私服警官の監視を必要とするという、この漫画的状況設定に、こんにちの、大学管理者のまさにステロタイプな思考があらややかである。それは、論理を一貫させるかにみえて、無論理をみずから衆目にさらすものであるといえるだろう。

ところで、この二〇日の陳述を、当事者側の長々とつづいた電話連絡の時間を計算に入らず、午後三時頃、△態度があまりで、返答がおくれたVことを理由に、翌二一日に延期を通知してきた、評

視して行わなかつたという成績提出拒否の事実の有無について  
2 松下 昇講師が、昭和四三年一〇月より同四四年九月に至る神戸大学教養部昭和四三年度後期における同講師担当のドイツ語学生成績の評価に当り、受講生二三四名全員に対し、何等の試験をも実施することなく〇点を与えたという不当な成績評価の事実の有無について(傍点筆者)

なにゆえに、「事実の有無」を第三者に問いあわさねばならぬのだろうか。この記事を讀まれた方々に、そのよつてきたところを、それぞれにお考え頂きたいと思う。

なお、この二〇日の、評議会議長からの、翌日の△出頭Vに関する△指示Vは、後刻文書で松下氏に届けられたが、この、△学生を説得するVことと条件は、同文書からは削られていた。

(九・三 脇阪 記)

二〇日朝、「エクラ」前で待てという指示は電報で来たが、その晩には、学長代行の通告(午後の交渉過程で、決裂時に、代行の指示を電話で受けた堀江評議員が伝えた内容とはほぼ同じもの)が、ごていねいに、電報と文書の双方で来た。その珍奇な文体を電文(文書と同文)で紹介する。

〇〇一ナ

ウナ一 二八 コウベ 一六 コハ・五二ナダ 至急  
タカハアザ クスガ オカ一〇



明らかにされることを、ここに改めて強く要請致します。

一九七〇年八月二八日

神戸大学評議会・評議員各位

## 回答書

浅野利昭  
小川正己  
折原浩  
倉田令二郎  
野村修  
脇阪豊

八月三十一日。評議会は前日、今度も電報と文書で、待ち合わせの場所を「九時半、御影公会堂前」と指定してきた。

「朝、石屋川沿いに散歩をたのしみつつ、九時半、指定の場所に登場。大学側の車は、こつけないほどのまわり道をしながら、県警本部裏のセイイ会館に到着。一〇時〇時まで、a、参考人のよび方の形式性 $\parallel$ たんなる証拠づくり、b、審査説明書の全面的かきかえの必要性 $\parallel$ 反革命秩序の表現の根拠の破産、を中心に第n次のうち、第一―二次の事実性について拡大自主講座運動を展開。無限に $\wedge$ 。陳述。Vし続けることを宣言。」(前記の松下さんのピラより)  
また、参考人としての意見をもとめられた脇阪は神大評議会あて、つぎの回答書を送った。

\*

\*

この度昭和四五年八月二八日付の貴書面により、神戸大学教養部松下昇講師に対しての、処分審査に關連し、参考人として私の見解を求められました。それにお応えする前に、今回の私の見解が、書面陳述という形式を指定されていますことに、遺憾の意を表明せざるをえません。

申すまでもなく、貴評議会は、我国大学の歴史上、かつてない重大な時期に當る、この数年來の、大学問題に關連して、その結果としての松下氏の諸行為を、いまここにとりあげようとしておられます。つまり、一方で、今日の大学の在り方に深く關係し、他方で、複雑な相互關係のもとに発生してきた、諸問題をふまえての、松下氏の行為について、陳述上多くの制限をうけざるをえない書面による形式は、不十分な理解ないしは、誤解を招来することを危惧せざるをえません。従いまして今後の審査の進行に際しましては、この点に充分留意されますことを、まず強く希望致すものであります。

本来ならばこの点が充足され、その後陳述に移るべきでありませんが、今回の貴意を尊重し、取敢えずの見解を以下に述べます。

I

この質問の要旨は、次の二点にあると思われれます。つまり、神戸大学教養部での松下氏の

(1) 昭和四十三年度第2課程後期のドイツ語成績提出拒否の事実の有無、

(2) 昭和四十三年度(第1課程)後期(昭和四十三年一〇月より四四

年九月まで)のドイツ語成績の評価に當り、試験を行わずに、全員に0点を与えた、という事実の有無。

以上の二点に關し、貴書面の記述は、私とその真意を解しますに當り、甚だ困惑を覚えるものであることを、率直に申しあげざるをえません。具体的には、上記二点について、「事実の有無」を私にお問ひあわせになる根拠が私には判断しかねるのであります。それは、①私が、この二点の「事実の有無」について判断できる立場にはなく、②貴評議会が、松下氏に対し、「懲戒免職」の処分方針を決定された現在の時点で、第三者にその根拠を構成する「事実の有無」を問ひあわされるのは、論旨の矛盾が認められるからであります。

上記二点は、神戸大学教養部の教務に關するものと考えられます。従つて、その「事実の有無」に關する限り、当該事項關係責任者と、松下氏との間において、当然に相互諒承されるべきものであります。いま、それにも拘らず、第三者の見解を求められるのは、当事者間に、なんらかの事実認識上の差異があり、その判定に、第三者の見解を必要とするとの結論によるものと考えざるをえません。貴評議会が、処分を前提としての「審査説明書」を出されたのは、なにゆえでありましようか。私は、貴評議会が、なにを以つて「事実」とされ、また、その「有無」という表現に、どのような意味を附与されているのかを、明らかにされる必要があると考えます。

以上の点を、あくまでも保留事項として、私は、一応この機会を利用し、若干の問題事項についての見解を述べさせて頂きます。

II

当該二事項は、去る七月三十一日付の、貴評議会の松下氏に対する「審査説明書」別紙記載の(1)「教員としての職務放棄など」のうち、第(3)項「成績提出の拒否」、第(4)項「不当な成績評価」の夫々に關連していると思われれます。今回の貴書面では、私に対し、それ以外の諸項目を分離し、お問ひ合わせになつております。私は、この点につきましても、貴意を尊重し、一応は、当該第(3)・(4)項目について見解を申しのべますが、それに先立ち、仮に、「職務放棄」の範圍に考察を限定するとしても、「審査説明書」第(1)・(第5)の個々の問題は、相互に密接な關連性を保っていることを指摘しておく必要があると考えます。

例えば、「審査説明書」によれば、松下氏は、昭和四四年度前期(昭和四四年九月から同年十二月まで)の授業を拒否しておられますが、これはつまり、神戸大学教養部においては、昭和四四年八月までは、同年度前期の授業は行われていなかった、という公式見解に基くものと思われ、それはさらに、昭和四三年度後期授業が、いつ、いかなる状態で終了したか、また、それに伴う成績評価がどのような形で行われたのか、という、従來の学校歴とは非常に異なる当時の神戸大学の一般的事實を除外しては、個々の問題点の正確な認識はありえないことを示唆しております。

貴評議会が、これらの關連性を考慮されず、それを分析し、ただ、個々の行為の事実Vのみを処分の対象とされるかにみえますことは、重大な問題点であると言わざるをえません。およそ、人間の行為は、他者の恣意的判断により個別的に分析評価されるものではなく、ありえず、加うるに、学問あるいは教育の場での行為が、個々に独



る貴評議会構成員各位が、これらの諸問題に気づかれぬままであるとは到底考えられません。もし、貴評議会が、純粹に大学管理者としてのみの機能に基き、他のあらゆる、大学としての必須要件への顧慮を放棄されたまま、今回の松下氏処分を強行されるのでありますならば、まず、そのようなものとしての、貴評議会じしんの立場を明確にされる必要があると考えます。そのときは当然、昭和四四年一年間のうち、いわゆる「授業」並びに「研究指導」が放置されたままであります、各部署毎の実態をまず明らかにされ、その責任をとられ、然るのち、松下氏に対する処分を審査されるのがこの順序であると考えます。

結び

「大学は、憲法と教育基本法で認められた学問研究の自由と教育の自主性の観点から、常に自らの手で自らの問題を解決すべきである。」とは、昭和四四年三月十二日、中教審「学生の地位」中間報告に對しての、神戸大学教養部教授会の声明文の一節であります。私は、この文章が、その言葉の本来の意味で有すべき内実を、改めてお考え頂きたいと思ひます。そのとき、今回の松下氏の処分審査に際し、おそらくは依拠されておられるのであります、さまざまの諸法令が、たんに、その条文の個別的指示の機能によらず、より優先すべき憲法・教育基本法の精神と諸事項との本質的関連で、どのように運用されるべきかにつきましても、貴評議会の一考を患ひたく考えます。

およそ個々の人間の果しうるものは、その能力の限界に大きく左右されております。それゆえにこそ、あらゆる問題についての、可能な限りでの公開の討議の場が要求されるものであります。そして、

それは、本質的問題になるに従い、一層その必要性を増すものであります。残念ながら、貴評議会、および教養部教授会が、今回の松下氏処分の審理にさいし、その理念に距ること極めて大なる方法をとられ、その結果が今日の、貴評議会の論理の混迷に至つたものと考えざるをえません。

この度の貴書面のご請求に對し、不本意ながら書面にて取敢えずの見解をまとめさせて頂きましたが、この陳述に對する誠意あるお取扱いと、今後の、公開・公正なる審査の継続を最後に強く希望し、今回の回答書の結びとさせて頂きます。

昭和四五年八月三十日 広島大学文学部

助教 脇阪 豊

神戸大学評議会議長  
戸田 義 郎 殿

- (注) (1) ここに言う二月一日評議会団交前後の「学内状況」とは、昭和四三年十一月二八日の寮問題についての評議会団交と、その際の「申しあわせ」をめぐる神戸大学の学内諸部署の反応に、ほぼその始まりをもち、教養部教授会からの強い要請にも拘らず、四月一日の評議会団交を経て、その後につづく期間に關してである。
- (2) この点に關しては、添付資料「昭和四三年度後期ドイツ語L4・19、G4・6クラス（協阪担当）の学生諸君へ」（四四年十一月十日）と題する、私の印刷物参照。これは、当時の、教養部關係者の諒承をえて、協阪が各クラスの代表者に一括郵送、該全

学生に配布を依頼したものである。

また、同じく審査説明書の事項の一部について「事実の有無」に於いての「見解」をもとめられた神戸大教養部助手、讀田訓さんは、もとめられたのが公開陳述でもなければ口頭陳述でもないこと、もとめられた「見解」がどう取扱われるのか不明なこと、また「見解」をもとめられた「参考人」の数が一方的に限定されたこと、にたいし、評議会を批判した上で、評議会の指定してきた四つの事項について、つぎのように述べている。

### 1 審査説明書の項目IIの2について

昭和四四年八月八日の退去命令は、大学臨時措置法の威嚇を受けた大学が、警察力を背景に実力封鎖解除を行なうためのものだった。「この大学当局の方針に對しては、当日、私を含めて全学の教官有志数十名が反対声明ならびに反対行動を行つて、機動隊によつて学外に強制的に排除された」が、「松下講師の研究室残留も、形態は異なるにせよ、当局の方針に對する具体的抗議行為」だった。説明書は、松下講師が退去を残留し無視して」と書いてあるが、むしろ無視しなかつたからの排除を目的とした措置だろうが、研究室残留は封鎖解除の障壁とはならない。にもかかわらずこれを処分理由とするのは、「残留する行為そのものではなく、残留する思想性」にたいする処分ではないか。

### 2 IIの3（ロ）について

説明書の全般にわたつていえることだが、松下講師の行動と学生諸君のそれとが区別なしに記述されている。松下講師が「封鎖解除の説得に尽せず」とあるが、封鎖した本人ではないかとしては、それは当然の対応である。また「生物学実験の授業を妨害し、これを中止するのやむなきに至らした」とあるが、その「授業」の担当者としていえば、当時「このクラスは、従来の授業を行なうかどうかについてのクラス討論の段階であり、正規の生物学実験（授業）はまだ開始されていなかった」のだから、授業妨害というのはあたらぬ。けつきよくこの項目から松下講師の行為として残るのは「入口附近の廊下に坐り込んだ」ことだけである。

### 3 IIの7（イ）について

「私の記憶では、会議室に松下講師が入つてきた時点では、すでに湯浅教養部長事務取扱（議長）により、教授会閉会宣言が下されていた」のであつて、「会議中」の教授会の「議事を妨害し、教授会を中止のやむなきに至らしめ」という記述は、事実を歪曲している。また、松下講師が列席の教官の「自由を拘束した」とあるが、松下講師がこれらの自由を拘束する行為や発言をしたことはない。「それでも、なおかつ松下講師に自由を拘束されたという教官が存在するとしたら、むしろその教官は、自分自身の中の何者かに自由を拘束されてしまった」のではないかと「自問してみるべきであらう。」

### 4 IIの7（ロ）について

この抗議行為の是非を判断するには、抗議対象である教養部教授

金がどうであつたかを、まず問わなければならない。教授会は、大  
学と教官にたいして提起された問いをみずからは問わずに、この問  
いと対峙した一教官への秘密調査委員会をつくり、「異端者」の抹  
殺に奔走していた。当日も「事務室前での通路に坐りこんでの抗議  
行為に對し、あらかじめ待機させていた兵庫県警機動隊を導入して、  
ほかならぬ学舎内で坐りこんでいる学生・教師を逮捕させた」ので  
ある。こういう教養部教授会の行為——そしてこれに加え、これを  
自己正当化するために他者を断罪しようとする行為——こそ、裁か  
れなくてはならない。

磯田さんは、評議会への「陳述」をつぎのように結んでいる。  
「真実を徹底的にあばいてゆく」ことが「△松下処分問題」にわづ  
かでもかわつた者すべて」の義務である。そして、「この作業が完  
了されない限り、△松下処分問題」は永遠に持続することになりま  
しょう。」

### 評議会メンバーを媒介とする全ての

#### 人間にたいする公開質問状

とうかたちをとつた 拡大自主

講座運動のレジюме (そのn)

評議会は私たちの闘争と、関係の絶対性に規定されて、いよいよ

処分するまでに必要な時間・経費・精神の疲労などを公表してみ  
るがよい。そこにきみたちの倒錯の現実的条件が投影されているは  
ずである。それがあまりに悲惨で怖いからこそ、きみたちは私を  
排除したのである。より内部へ、脱出不可能なワナをつくつてし  
まうことも知らずに。

陳述の条件のうち、とくに公開というのは、たんに討論の内容が  
公表されるとか、陳述の場で自由に傍聴・発言するとかいうことだ  
けを意味するのではない。未踏の増徴的・存在的闘争がはじまりつ  
つある現在、この処分問題がひきよせているテーマ、とりわけ表現  
の増徴性・空間性・連続性を全ての人間の共同の作業として追求し  
はじめる度合いだけ、ことばの真の意味における公開へ接近してい  
るのである。

一九七〇年八月

松下 昇

(続く)

処分の儀式をしなければならぬ段階に追いつめられている。もし  
て、処分そのものよりも、処分過程に含まれる課題が重要であり、  
そこから私たちがこの世界で衝突せざるをえない全てのテーマをと  
りだすことができる。きみにとつて、そのテーマは何か？どのよう  
に共同的な追求方法を提起するのか？

陳述とは何か？ 私 にとつて、すでに六九・二・二の「情況  
への発言」で提起したように「この闘争を媒介にして何をどのよう  
に変革するのか、そして、持続・拡大する方法は何か、について一  
人一人表現せよ」という位相に陳述の意味がある。私たちは永続的  
に、きみたちの陳述を要求していくだろう。

本質的に裁かれ、処分されつつあるのは一体だれか？ 闘争狂殺  
者、その承認者が、そして、かれらの表現の根拠に存在基盤の破壊  
が明らかにされているのである。私が提起した陳述の条件を拒否す  
るものは、そのことによつて、この破壊を確認する陳述をおこなう  
ことになる。

私の発想・行動は、一つの大学の中だけでくりひろげられている  
のではない。むしろ、そのような枠をはるかに超えたところで共闘  
者を発見し、つくりだし、それによつて法・国家の枠を粉砕してい  
くのである。私は私と直接にふれ合う敵たちを殆んど問題にしてい  
ない。かれらは哀れな犠牲者であり、私の犠牲者になることのでき  
る栄光をもつにすぎない。

# 岡山の八月から

## 岡大・人事院。公平審理・申の報告

荻原・坂本両氏の人事院提訴にもとづく、いわゆる「公平審理」が、八月二四～二八日の五日間、岡山で行われた。(その参加者などについては、記録の八月二四日の項参照)  
この審理の進行にさいして、その具体的な依拠となつてゐる関係文書はおおむね次の通りである。(時間的経過に従つて列記)

- ・ 70年3月12日 岡大評議会「審査説明書」荻原・坂本両氏にたいしそれぞれ、「懲戒・停職五ヶ月」の処分方針の通告。
- ・ 4月22日 岡大議長「懲戒処分書」・「処分説明書」。両氏にたいし、それぞれ前記の処分の発令とその理由の通告。
- ・ 4月22日 岡大議長「談話」、審査の基本的立場を五点について説明(岡大広報No.2、5月18日号に収録)
- ・ 5月16日 荻原・坂本両氏の人事院提訴、荻原・「人事院提訴の文書」(処分に対する不服の理由)、「新たな共同性の地平を」に収録(4～6頁)

同委員会は午后は出来るだけ傍聴席を増やすよう努力すると約束して審理にはいつた。

口頭審理の順序は、大きく主張段階と立証段階と総括段階にわかれ、さらに主張確認の順序は①処分理由の確認のため、②処分陳述、③処分理由についての公平委員会による質問、④不服理由の確認のため、⑤不服理由の陳述、⑥不服理由についての公平委員会による質問、⑦争点整理のため、⑧処分理由及び不服理由に対する反対当事者の認否、⑨その他必要な場合、主張の対比と整理、となつてゐる。

審理は従つて、「処分理由の陳述」として、田代理理者によつて処分説明書が読まれた。なおそのほかに処分者側から答弁書が出されている。次いで「処分理由についての公平委員会による質問」が行われた。なおこの場合にも坂本請求者から公平委員会に一三五箇条にわたる詳細な釈明要求書が出されている。公平委員(主に委員長)の質問は、その職務の性質上、判断に必要な限りの質問であるから、おのずから限度があるように見えた。すなわち処分の事実関係のみ追つて、それらの背後にある大学闘争の意味に迫ることがない。その点で人事院も、処分者(大学)に近い立場に立つてゐることが次第に明らかになるだろう。いずれにしても、この口頭審理は特別の場合を除いて、当事者が直接討論することはできず、常に委員長を通して間接的にしか相手方に釈明要求が出来ない仕組みになつてゐるので、委員長の質問に便乗するか、委員長に質問させるように委員長を説得させるしかなく、隔靴搔痒の感をまぬがれない。請求者側としては常にはげしく委員長を攻めたてていなくてはならない。

坂本「不服の理由」、「さあ殺せ」収録(11～14頁)

・ 8月7日 岡大評議会「答弁書」、上記両氏の不服理由にたいし、大学より人事院に提出。(本通信同封資料「答弁書」抜粋参照)

・ 8月18日 坂本「釈明要求書」右の大学側答弁書にたいする反論書を提出する前提として「人事院に提出。

註 一般に公平審理といわれているのは、国家公務員法第89条に規定する処分を受けた職員から不服申立てがなされた場合に、人事院の設置した公平委員会が行う調査のことをいい、この調査の結果に基づき、人事院は処分の当否につき判断をして、判定を出すこととなります。(以下略) (人事院公平局「公平審理の手引」2頁)

### 記録

八月廿四日 口頭審理は午前十時から、岡山市の公務員宿泊所広瀬荘の二階の大会議室で開かれた。人事院側は、金井委員長他二名の公平委員、処分者(大学)側は評議員田代教養部教授(学長の代理人)他長崎事務局長をはじめとする五名の代理人、請求者側(処分者)側は荻原、坂本両講師他代理人十数名(なお代理人の数は百名を越しているが、実際出席した代理人は日によつて変動していた)。審理にはいる前に、傍聴席のそとにあふれた傍聴者を見て、公平委員長は「このような雑然たる状態では、充分審理がつかせない」ので、午後は傍聴制限を行うと発言したので、会場は騒然となつた。請求者側は公開の原則を主張してゆずらず、結

そのような形で行われた委員長の質問による問題点をひろつてゆくと、まず処分理由としてあいまいに述べられている教官会議出席拒否や授業業務拒否などの事実と、それらに関する文書提出、声明発表との関係について、質問の過程でようやく処分者はそれらの事実によつて処分したのであつて、文書、声明は参考にしたにすぎないということが明らかになつた。なおこの点は翌廿五日の再質問によつてさらに追求された。次いで請求者が出席拒否した教官会議の性格について質問があつたが、この問題も翌廿五日にむしかえされた。次は処分を決定した評議会の性格、さらに評議会に対する請求者の陳述の問題が出された。後者の問題に關しては筆者は八月廿日、廿一日両日にわたる神戸大学での松下講師の評議会陳述の状況をその周辺で見ただけに、公平委員長がそれを相互批判などという言葉で質問したが、そのようなものは全くなく、一方的恩恵にすぎないことは、岡山大学の代理者の「それは事実関係のみを調べることであつて、あくまで陳述」をきくだけで、「討論ではない」というにべもない答弁によつて、再確認された。次いで委員長は答弁書の冒頭の紛争の経緯に質問をむけた。ここでも一月廿五日スト突入までに「教回全学集会(いわゆる団交)がもたらが話し合いがつかず」とあるが、実はそれまでに団交は一度しか持たれていないことが明らかにされた。さらに(これは翌廿五日にさらに確認されたことだが)「話し合いがつかず」とあるが、一月廿九日の団交において学校代表と学生代表の間に確認書が取りかわされてゐる。次いで「全学をあげて、正常化に日夜努力し」の「全学」が問われ、その「努力」が教官会議と自主警備を行うことであることが明らかにされた。「再







ど、請求人と処分人の表情は対照的であつた。陰気な顔で発言を最少限にしてボロを出すまいと体を固くしている処分人に対して、鋭い舌鋒で大学側の欺瞞性をあばいてゆきつつも、笑いと明るさを失わない荻原、坂本両氏の表情には少しのかけりもなかつた。そしてこの両氏の闘いを見守り支援する学生から、なにか暖かいものが立ちのほり、両氏をやわらかく包みこんでいるような気配であつた。これこそ私たち大学の教員、学生が全国の大学闘争の中で、私たちに一番欠けていることを痛感し、さまざまな可能性の中で追い求めたあの共通の幻影の、ここ地上にかりうじて残り、実現し得たもの一部ではないだろうか。それをこの場で肌と感じ確認し得たのは決して私一人でないだろう。それは私たちのお祭りにふさわしい収穫であり、みやげだつた。

わずか一日半の無責任な傍観的参与者でしかなかつた私をして、敢えてこのような印象記を書くにいらしたものは、いままお私の心にずしりと手ごたえを残しているのみやげものの重さである。

### 東京教育大三教授にたいする

#### △辞職勧告▽によせて

東京教育大学評議会の文学部三教授にたいする△辞職勧告▽の方針は、国家権力の意志を執行することによってみずから小権力に成りあがつていこうとする大学（および大学教員）の本質を、最後の一枚のヴェールまでかなぐりすてて、あますところなく明らかにしてみせた。口先で△反対▽や△抗議▽をとねえつつ△大学治安法▽の精神にのっとりて全共闘その他を国家暴力装置によって抹殺し、すべての矛盾を糊塗したまま△正常化▽を強行する道を選んだことの当然の帰結として、△大学▽はいまやこうした目をおおはかりの到達点にゆきついたのである。今回のこの東大評議会の決定を、われわれは、岡山大、神戸大、それに少なからぬ私立大学で現にすすめられつつある△非協力▽教員排除の試みの一環としてとらえ、これに反対し、これと闘わなければならない。

だが同時にわれわれは、あるひとつの問題から目をそらしたまま、△処分反対▽を一般的な魔句として口にするにはできない。東大評議会を真に糾弾し、同大学執行部が一貫してとっている△大学治安法▽路線が他の諸大学の△改革▽路線と本質的には同質のものであることを明らかにするとともに、△大学の自治▽△研究の自由▽△思想・行動の自由▽とはそもそも何なのかをもう一度問ひなおし

て、これら顔死のことばに真に破壊的な意味づけを与えるためには、このひとつの問題を無視してしまうわけにはいかないのだ。つまりそれは、△処分▽ 対象三教授のひとり、独文学会員であり元・同大学文学部長であるS・H氏にかかわる問題なのである。

なるほど、S・H氏は、東大が数年前からかかえている所謂暴政移転△問題では、もつとも強硬に大学執行部（ひいては文部省）政府・独占資本）の方針に反対しつづけてきた。去る五月三日の独文学会総会の席でも、小川正己・脇阪豊・野村修の三氏提出の△非協力▽教員処分反対声明を出そう、という議案にたいして強い反対を述べ、「東大ではわれわれが多数をとつて、権力と癒着した執行部にたいする抵抗を民主的におこなっている。△非協力▽なのは権力と結びついた少数派なのであって、この議案では、もつともケシカラス人たちを擁護することになる。学問の自由を愛し良心の自由を守る立場から、こういう権力的なことを学友連帯について行なわない、という代案なら賛成だが」（要旨。但し傍点の部分は発言のまま）と訴えた口調には、たしかに悲壮なものがないではなかつた。だから、心底からのリベラリストであるのみかデモクラトでさえある某氏などは、S・H氏のうったえに、ただひとり、猛然と拍手をおくつたものだつた。過去においてただの一度も思想的変節などしたことがなく、これからもおそらくしなみに違いないこの某氏が、よりにもよって元フアンスト（函に衣を着せずに言おう）のS・H氏に、感激と連帯の拍手をおくつたのだ。これについて当の某氏は、「むかしはむかし、いまはまだ。いま権力と闘っているんだから、支持するのは当然ではないか」と胸を張って言明した。はたしてそうか？ この某氏自身は、戦前も戦中も、一度として







きれないハ多数派Vだったように思う。

問題は、ハ多数Vかハ少数Vかを判断の基準にするまでに、このハ処分Vをゆるせばどういふことになるかを考え、ハ処分Vの出た源にまで(つまりハ大学Vそのものがおかれている歴史的・社会的状態と、ハ大学人Vの内閣構造そのものにまで)目をむけねばならない、という簡單至極な原則なのだ。運動の初期の段階において、現存権力に反対する勢力がごく少数者にすぎないということ、これはいまさら述べるまでもない。この少数者と同じ水準(かならずしも質的水準ばかりではない)に立って闘えぬとしても、だからといって、この少数者が少数であるうちにこれを根絶しようとする権力の弾圧に、「仕方がない」などと拍手をおくるハプロレタリア文学研究者Vやハ民主化闘争の担い手Vとは、そもそもいったい何者なのか。ハプロレタリア文学研究者V H・N女史には、「リンクス・クルヴェ」発刊にまつわる「ディ・フロント」一派との抗争の歴史をもう一度ひもとき、その東遷の過程でもたもた失われていったものと獲得されたものとを、ナチズムの権力奪取という歴史状況と切りはなすことなく、プロレタリア文化運動の共通の問題として、再検討されることを望みたい。そのほうが、官許のプロレタリア文学観をしたり願してふりまわし、あげくのはてには被抑圧者にたいする抑圧を容認し推進させるためのハ武器Vとしてそれを使うことなどより、よっぽどハ研究者Vらしく、よっぽどハプロレタリア主義者Vらしいふるまいであるにちがいない。そしてわがS・H氏にたいしては、かつて同氏がみずからメガホン役を買って出た戦前・戦中の日本ファシズムと、いま同氏を大学教授の職から追いつけとそうしている現代日本帝国主义との同質性を、具体的にはつき

り認識し、それと同時に、自己の戦争責任の問題を、戦後民主主義の時代に辛うじてわれわれに与えられていたハ学問の自由Vハ良心の自由Vを利用して、みずから明らかにする努力をおこなわなかつたことに關して、あらためて何らかの見解を表明されるよう要望したい。同氏のいまのハ闘いVに拍手をおくるのは、それからのことにしようではないか。

もちろんS・H氏をめぐりハ非協力V教員への、さまざま形態のハ処分Vは、いずれも、ハ研究者Vハ教育者Vとしてのわれわれ自身の存在を根柢から問いなおすことをめきにしたハ反対闘争Vをわれわれに許さない。ハ処分Vされようとしているもの見解や方針が自分のそれとは違うからというのでこのハ処分Vに暗黙に、ないしは言葉にさえ出して同意し、他者のイニシアティブですめられるハ処分Vには反対するが自派の主導権のもとでおこなうハ処分Vには大いに賛成する、という精神構造(S・H氏やH・N女史の発言や「赤旗」の一貫した論調は、このことを如実に示している)こそは、ハ学問の自由Vハ良心の自由Vの内実を問わぬまま、一定程度許容されてきたハ自由Vの幻想にさぶりつかって自分よりハ下Vのものを抑圧し、ハ上Vにたいしてはハ多数Vにならぬかぎり反対しない(ないしはハ多数派Vになっても反対しない)というやりかたの基礎であり、また、ハ多数者の意志Vやハ良心の自由Vをおよそ見当ちがいの方向に曲げて、ファシズムへの協力・迎合・お先棒かつぎ・一体化をも免罪してしまおうとする、権力者の(ないしは権力者指向的)居直りの土壌である。

この土壌こそ、われわれは徹底的に掘りくずし、徹底的にくつがえさねばならない。すでに動きはじめた日本軍国主義による大学

のファシシヨ的・帝国主义の再編の渦中におかれたわれわれ自身が、なすべきことをなさなかったがゆえに、あるいはなすべきでないことをなしたがゆえに、この再編をゆるしてきたしいまも許している事実を、明確にしていかなばならない。なかでも、戦争責任の追及は、それこそが戦後民主主義を生みだした契機であり、戦後におけるそのあいまい化こそが戦後民主主義を空洞化させた原因のひとつであるだけに、徹底的におこなわなければならない。

ハ非協力V教員にたいするハ処分V反対の闘争は、こうした作業を前提としてのみ、少なくともそれと並行してすすめられる場合のみ、大学闘争の一環として、さらには全体的な反権力闘争の一環として、実践的・具体的な意味と力とを獲得するだろう。

(一九七〇・九・一四)

池田 浩士

(追記) 八五月三日の会Vでは、菅谷規矩雄氏を中心に、ハドイツ文学者Vの戦争責任を明らかにする作業がはじめられている。この問題に關心のあるかた、または翻訳その他の資料をおもちのかたは、菅谷規矩雄か池田浩士までご連絡いただければ幸いである。なお、前掲の文章は、東教大三教授へのハ処分Vの動きに接して、池田が独自の判断で書いたものであり、文責は池田にある。